

議案第108号

松阪市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり松阪市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月12日 提出

松阪市長 竹上 真人

記

1 指定する郵便局の名称

中郷郵便局、川俣郵便局及び波瀬郵便局

2 取扱事務の範囲

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する事務のうち、磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「戸籍謄本等又は除籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍又は当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡しに関する事務
- (2) 法第2条第2号に規定する納税証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡しに関する事務
- (3) 法第2条第3号に規定する事務のうち、住民票の写しの交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写しの引渡しに関する事務
- (4) 法第2条第4号に規定する事務のうち、磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付（当該戸籍の附票に記録され、又は当該戸籍の附票の除票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの引渡しに関する事務
- (5) 法第2条第10号に規定する印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務

3 取扱期間

令和6年3月18日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3か月前までに、松阪市及び日本郵便株式会社のいずれもが事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。